

第六十四回 参議院 商工委員会 會議録 第四号

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

大谷藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君

赤間 文三君
植木 光教君
八木 一郎君
阿貝根 登君
大矢 正君
林 虎雄君
上林繁次郎君
渡辺 武君

衆議院議員

商工委員長代理
理事

商工委員長代理
理事

國務大臣
通商産業大臣

政府委員

経済企画政務次
官

経済企画庁国民
生活局長

通商産業大臣官
房長

通商産業省公害
保安局長

通商産業省公害
保安局公害部長

事務局側

山口シヅエ君
宮崎 仁君
高橋 淑郎君
萩 清君
柴崎 芳三君
吉光 久君

常任委員会専門
員 菊地 拓君

説明員
公正取引委員会
事務局取引部長 坂本 史郎君

本日の会議に付した案件

○水質汚濁防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○下請中小企業振興法案(第六十三回国会内閣提出、第六十四回国会衆議院送付)

(理事大谷藤之助君委員長席に着く)

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

水質汚濁防止法案を議題といたします。本案についての趣旨説明はすでに聴取しておりますので、これより政府側から補足説明を聴取いたします。宮崎国民生活局長。

○政府委員(宮崎仁君) 水質汚濁防止法案につきまして、提案理由を補足して御説明を申し上げます。本法案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、本法案という「公共用水域」の範囲につきましても、第二条第一項で規定しております。水質保全法上の取り扱いとは異なり、終末処理場を現に設置していない公共下水道及び都市下水路は、原則として、公共用水域として取り扱うこととしております。

第二に、本法案による排水規制の対象となる工場または事業場につきましては、第二条第二項及び第三項に規定しております。カドミウム等人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがある物質を含む汚水または廃液あるいは水素イオン濃度等

の水の汚染状態を示す項目に関し、生活環境にかかわる被害を生ずる程度の汚水または廃液を排出する施設を「特定施設」として政令で定めることとし、この特定施設を設置する工場または事業場といたしております。なお、「特定施設」を定めるにあたりましては、現行工場排水等規制法と異なり、製造業関係に限定せず、広く第一次産業から第三次産業までの各種産業で用いられる施設を対象とし得ることとしております。

第三に、排水基準につきましては、第三条に規定しております。排水基準は、まず全水域を対象に総理府令によって定めることとしております。この排水基準の対象とする物質または項目は、現行水質保全法に基づき設定されている水質基準の対象項目をできるだけ幅広くカバーするよう配慮する予定であります。この排水基準につきましては、水域の自然的、社会的条件から判断して、これによつては、人の健康を保護し、または生活環境を保全することが十分でない認められる水域があるときは、都道府県は、当該水域につき、条例でさらにきびしい排水基準を定めることができるとしております。なお、第四条では、公共用水域の水質の汚濁の防止のため特に必要があるとき、経済企画庁長官は、都道府県に対し、この排水基準を定めるべきことを勧告できることとしております。

第四に、排水基準を工場等に順守させるための措置につきましては、第五条から第十四条までに規定しております。まず、特定施設設置前の措置として、特定施設を設置しようとする者は、特定施設の設置に関する計画等を都道府県知事に届け出なければならぬこととし、都道府県知事は、その計画にかかわる排水が排水基準に適合しないと認めるときは、その計画の変更命令等を出すことができることとしております。次に、排水基準に適合しない排水を排出した場合の措置

として、これを直ちに処罰し得るよう所要の罰則を設けております。また、特定施設を設置している工場等が排水基準に違反する排水を継続して排出するおそれがある場合の予防的措置として、その排出により人の健康または生活環境にかかわる被害を生ずると認めるときは、都道府県知事は、汚水等の処理方法の改善、排水水の排出の一時停止等を命ずることができることとしております。

第五に、公共用水域の水質の監視、測定についてであります。これは、第十五条から第十七条までで規定しており、公共用水域の水質を常時監視すべき義務を都道府県知事に課するとともに、効率的な水質の測定を確保するため、都道府県知事を中心に測定計画を定め、国及び地方公共団体が協力して、水質の測定を行なう体制を整備するほか、都道府県知事は、この測定結果を適宜公表しなければならないこととしております。

第六に、公共用水域の異常な濁水等の緊急時の措置として、第十八条において、異常濁水等により人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、都道府県知事は、これを一般に周知せるとともに、工場または事業場に対し排水量の減少等を勧告できることを規定しております。

第七に、水質審議会につきましては、第十九条から第二十一条までに規定しております。従来どおり経済企画庁に中央水質審議会を置くとともに、都道府県が排水基準の設定等の重要な任務を担当することになったことに伴い、都道府県にも都道府県水質審議会を置くこととしております。

第八に、本法案のうち、特定施設設置の届け出、計画の変更命令、汚水等の処理方法の改善命令等に関する規定の適用除外に關してであります。鉱山、電気工作物及び廃油処理施設につきま

しては、排水規制につきそれぞれ鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染防止法で定められていることにかんがみまして、排水基準順守のためには、本法案のこれらの規定に適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる旨を第二十三条で規定しております。

第九に、地方公共団体の条例による規制と本法案による規制との関係につきましては、第二十九条に規定しております。本法案の規制対象となる工場または事業場につきましても、本法案による排水基準の対象とされた物質または項目以外の項目について、固有の条例体系において必要な規制をすることを妨げない等を明らかにしております。

以上のほか、都道府県知事による工場または事業場に対する報告の徴収、立ち入り検査権、都道府県知事による資料の提出の要求、都道府県知事の権限に属する事務を政令で定める市の長へ委任すること等につきまして所要の規定を設けております。

以上をもちまして水質汚濁防止法案についての補足説明を終わります。

○理事(大谷藤之助君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、衆議院商工委員長代理理事中村重光君から説明を聴取いたします。

中村重光君 ○衆議院議員(中村重光君) 水質汚濁防止法案の衆議院における修正点につきまして御説明申し上げます。

第一点は、第二条第二項の特定施設の定義中、第二号の生活環境項目に関する規定が「生活環境に係る被害を生ずる程度」とあつたのに対し、第一号の有害物質の場合と同様に「おそれがある」の字句を挿入したこと。

第二点は、第五条の特定施設の届け出の規定について、「排出水の汚染状態及びその量」が添付書類の記載事項となつていたのを、届け出事項に改めたこと。

第三点は、第十三条中、改善命令等を発する要

件が「排水基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」とあつたのを、単に「排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある」と認めることとした。

第四点は、第十四条中、第二項の「排出の方法を適切にするよう努めなければならない」を「排出の方法を適切にしななければならない」に改め、第三項の「地下にしみ込むこととならないよう努めなければならない」を「地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない」に改めたこと。

第五点は、第十八条の緊急時の措置の規定中、「勧告することができ」を「命ずることができ」に改めたこと。

第六点は、第二十五条の国の援助の規定に、「中小企業に対する特別の配慮」に関する規定を加えたこと。

第七点は、付則第四項として、現在の水質審査会及びその委員がそのまゝ中央水質審査会及びその委員に移行する旨の規定があつたのを削除したこと。

その他、以上の修正に伴つて罰則その他の規定を整備したこと。

以上でございます。

よろしく御審査をお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 以上で本案についての補足説明及び衆議院における修正点の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○理事(大谷藤之助君) 下請中小企業振興法案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

○國務大臣(宮澤一君) 下請中小企業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

下請中小企業は、わが国産業に広範に存在し、わが国経済の重要な手として、その発展をささえてきており、今後とも、わが国産業の高度化の進展に伴い、その役割はますます増大するものと見込まれております。

しかしながら、下請中小企業は、受注の不安定、体質改善のおくれ等多くの課題をかかえており、さらには深刻な労働力不足、親事業者からの合理化要請の強化等きびしい環境に直面しております。

このような情勢に対処して、下請中小企業が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を効果的に発揮することができるようすることは、わが国経済のバランスのとれた発展を確保する上からもきわめて重要な課題となっております。

本法案は、このような観点から、下請中小企業の実態に即して効率的に近代化の促進をはかるとともに、下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興をはかるものとしてあります。

すなわち、第一に、下請中小企業の振興に関し、下請中小企業者及び親事業者のよるべき振興基準を定めるとともに、これに基づき必要な指導、助言を行なうこととしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進する必要がある下請中小企業について、特別の近代化制度を創設することとしております。

すなわち、下請中小企業者が組織する事業協同組合及びその親事業者が、親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を内容とする「振興事業計画」を作成し、政府の承認を受けることができることとしております。

政府は、承認した計画の実施を促進するため、金融上、税制上の助成措置を講ずることとしております。

第三に、下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に對して、その業務の公正的確かつ広域的運営を確保するため必要な指導、助言を行なうこととして

おります。

これが、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 次に補足説明を聴取いたします。吉光中小企業庁長官。

○政府委員(吉光久君) 下請中小企業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

下請中小企業は、製造業全体で約三十万企業と推定され、これは全中小企業製造業の過半を占めるものであります。このような膨大な下請中小企業がわが国産業の重要な手としてその発展に大きな役割を果たしてきたことは御承知のとおりであります。

さらに、今後わが国経済が一その発展を続けていくためには、産業の高加工度化が一その進展し、また新製品の開発が推進されなければなりません。したが、これらはいずれも現在下請中小企業がにんっている分野を拡大していくと見込まれるものであります。

しかしながら、下請中小企業は、概して親企業からの受注が不安定であり、かつ、経営面、技術面等各般にわたりその企業体質はきわめて弱い状態にとどまっております。またこのため発注企業に對して従属的關係におちいらざるを得ないものも多いのであります。

加えて、労働力不足の深刻化、経済の国際化の一その進展等下請中小企業を取り巻く環境は一段とそのきびしさを増しつつあります。

このような状況を考えますと、これら下請中小企業の振興をはかり、下請中小企業が支配・従属の關係から脱却し、自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を効果的に発揮することができるようになることは、きびしい環境変化の試練を受けるばかりでなく、わが国経済のバランスのとれた発展をはかるためにも、国民経済上きわめて重要な課題となつていゝと考える次第であります。

政府は、従来、下請中小企業の取引条件の改善につきましては、下請代金支払遅延等防止法の運用を中心に施策を実施してきておりますが、これは、下請中小企業と取引をする親企業に適正な取引条件を守らせることが中心であって、下請中小企業自体の体質改善を直接の目的としたものではありません。また、下請中小企業の近代化のための施策としては、従来中小企業近代化促進法、機械工業振興臨時措置法などに基づく施策が講じられておりますが、これらの施策は下請中小企業だけを対象として取り上げているものではないこともありまして、下請中小企業の末端までその施策が浸透しているとは、必ずしも言い得ない実情にあります。

本法案は、以上御説明申し上げたような考えから、下請中小企業の実情に即してその近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請取引のあっせん等を推進するため、その体制の整備をはかり、もって下請中小企業の振興をはからうとするものであります。

すなわち、第一に、通商産業大臣は、中小企業近代化審議会等の意見を聞いて、下請中小企業の振興をはかるための振興基準を定めることとしております。この振興基準は、下請中小企業者の生産性の向上、親事業者の発注分野の明確化および発注方法の改善、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他下請中小企業の振興に必要事項について下請中小企業者及び親事業者のよるべき指針を示すものであり、下請中小企業振興のため適正なルールを設定しようとするものであります。また主務大臣は、その振興基準が順守されるよう必要な指導、助言を行なうこととしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進することが必要な下請中小企業につきまして特別の近代化制度を創設することとしております。すなわち、政令で指定する業種に属する親事業者とその親事業者にかかる下請中小企業者が組織している事業協同組合とが「振興事業計画」を作成して主務大

臣の承認を受けることができるようにしております。この振興事業計画の内容は、下請中小企業者の受注量確保のための親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を中心とするものであり、事業内容に応じて親事業者の責務及び下請中小企業者の自主的努力の内容を明確に定めることとしております。政府は、その承認した計画の実施を促進するため、中小企業金融公庫からの特別貸し付け制度、下請中小企業振興準備金制度の創設等金融、税制上の助成措置を講ずることとしたしております。

第三に、下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に對し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興をはかるという見地から、その業務が公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に運営されるよう必要な指導、助言を行なうこととしております。

以上この法律案につきまして、簡単にございしますが、補足説明をいたしました。何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) この際、本案に対する衆議院における修正点について衆議院商工委員長代理理事武藤嘉文君から説明を聴取いたします。武藤嘉文君。

○衆議院議員(武藤嘉文君) 下請中小企業振興法案に對する衆議院の修正点について御説明申し上げます。

第一点は、第一条の目的の修正であります。御承知のように本案は、いわゆる親子ぐるみで下請中小企業の近代化をはかる等、従来の中小企業施策に新たな一面を加えるユニークなものであります。が、現実の下請関係における特殊な実情にかんがみまして、特に下請中小企業の自主性を確保しつつその振興をはかることが重要でありますので、中小企業基本法第十八条の規定ののっとり目的の明確化をはかりました。

第二点は、第三条の振興基準の内容に関する修

正であります。振興基準は、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的基準として定められるものであります。が、下請中小企業の振興をはかるためには、下請関係の取引条件の改善及び下請事業者の組織化の推進をはかることが重要でありますので、これに関する事項を振興基準に定めるべき事項として加えました。

第三点は、第五条の振興事業計画の作成に関する修正であります。振興事業計画の作成においては、特定親事業者の協力が重要な問題でありますので、特定下請組合が計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、特定親事業者はこれと協議し、計画の作成に協力しなければならぬことを明定いたしました。

第四点は、第十一条の下請企業振興協会の業務に関する修正であります。下請企業振興協会は、下請取引について重要な機能を果たすものであります。が、下請取引に関する苦情または紛争については、相談に應ずることとなっておりますので、さらにその解決についてあっせんまたは調停を行なうことと改めました。

以上であります。

よろしく御審査をお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○林虎雄君 脆弱な基盤に立つ下請業者を、国家的な法律で、ある程度保護しようという、こういうねらいの法律で、案としてはまことに適切であると思ひます。しかし、この法律にうたつております内容について見ますと、いろいろ疑問点が出てまいるわけであります。特に、もうすでに昭和三十一年に制定されて、四十年に改正された下請代金支払遅延等防止法であります。が、この法律の内容というものはほとんど実施されておらない。特に重要な点であります代金支払いの期日というものが、もう全く実行されておらないというのが実情のようであります。それはあとで申

し上げたいと思いますが、結局、世間ではこの法律はさる法であるとして酷評しておりますが、今度の提案されたこの法律案も、さる法にならないように特に当局の積極的な態度を示していただきたいということを最初に申し上げておきたいと存じます。

最初に大臣にお尋ねをいたしたいのでございしますが、金融引き締めが若干公定歩合の引き下げ等で緩和されたようでありまして、一般的には不況がだんだん押し寄せてきておるような感じがいたします。特に下請事業者の場合などの受注率が逐次減少しておるような傾向があらわれておるのであります。が、大臣から、わが国の今後の景気の展望といひますか、それと関連いたしまして公定歩合の再引き下げというような点につきまして、お考えをまず承りたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御審議願っております。法案につきましても最初の御質問でもございしますが、また、下請代金支払遅延等防止法との関連につきましても御言及がございましたので、現在の中小企業あるいは下請などにつきましては、現在の考え方を最初に申し上げることをお許し願いたいと思ひます。

御承知のように、わが国で労働の需給が相当逼迫をいたしてまいりました。同時に、経済がかなり高度になるに従ひまして、技術進歩等も伴いましたために、加工の工程あるいは必要部品の点数等が相当に増大をしております。この二つのこと、すなわち労働の需給関係及び加工工程の複雑化、高度化ということから、数年あるいは十年前に比べますと、下請なり中小企業なりの位置というものが相対的に強くなりつつあるというふうな判断をいたしてゐるわけであります。まだ十分に強いとは決して申し上げられませんが、かつてのように好況不況に伴つて親企業のいわばバッファーになる、それだけの役割だということから、かなり下請あるいは中小企業というものが、独自性なり力なりを持つ趨勢に入つた、傾向に入つた、十分とは申し上げられませんが、

そういうふうになってきたと判断をいたしております。すなわち、以前でございましたら親企業にとつて下請企業は強いほうが弱いほうがいいかといへば、露骨に申して弱いほうが都合がよろしかったらうと思われまゝ。パッファとしてしわを寄せやすい、そういう状況をおそらく親企業としては腹の中では望んでおたのではないかと推測をいたし、また製造工程が高度化してまいりますと、下請がほんとうにしっかりしてまいらないうと困るという感じが親企業に出てきておる。経済の分野全部とは申し上げませんが、そういう部門がかなり多くなりつつあるのではないかと申しております。すなわち、それは労務のほうから申しますと、親企業が十分に労働力を確保できるとは限りませんので、下請にしっかりした労働力、技術を持っていてもらいたいという気持ちが強いこと、それからまがるがえでございまして、不況のときに仕事を十分に与えられないというふうなことにかなりかねませんので、むしろ下請が独自の技術を持って、まがるがえでなく何人かの相手に対して生産体制、供給体制をとったほうが量産のコスト低減もはかれる、また技術も向上するというような事実が最近ではございまして、そういう意味で親企業が下請に強くなつてほしい、まがるがえでなく独自のものを持つてほしいというふうには考えられるような経済の部門もだいぶん出てきたのではないかとこのように考へるのでございまして、これがこのたびこの法案を提案申し上げました基本的な私どものものの見方でございますが、さて、その下請代金支払遅延等防止法が最初に制定されましたのは昭和三十一年でございまして、いろいろ世の中の問題から、これを法制化いたしましたのが、確かに力関係というものが今日のごとくにはなつておりませんでしたので、いわゆるざる法として批判を受けてまいつたわけでございます。で、今日といへども下請の体制が非常に強くなつて、検収の時期をいかに延ばされるとかあるいは規格どおりの品物であるのに、いわ

ば言いがかりのようなクレームをつけられるというふうなことは、皆無とは申しませんが、かなり、十年余り前に比べますと、その間の事情が變つてきたように考えられます。決して十分とは申し上げられませんが、そのような趨勢にあるというふうな考へております。下請代金支払遅延等防止法につきまして、私も調査をいたしましては、親事業者について、年に一万七千件くらい調査を行ない、あるいは立ち入り検査なども千件余りやつたりいたしておりますが、まだ十分とは申し上げられませんが、かなりその間の基本的な情勢は変化したように考へております。次に、金融引き締め等々の問題についての所見を申し述べようということでございますが、先般、量的な金融規制というものは一応終了をいたしましたわけでございますが、これが日本経済に浸透をいたしますには、やはり半年はかかるのではないであらうかと私は考へております。もとのところで水が始めましても、末端にそれがまづ行きわたらなかつたという感じは、半年くらいは待たなければならぬのではないであらうか。おそらく来年の四月ないし五月ごろ予算の執行が順調に行なわれますと、ちょうどそのころの時期には多少はそういうこととあわせまして、金融が正常になつたという感じが末端に出てくるのではないかと考へております。したがって、ことにこの年末というところは依然として末端のほうに苦しいわけでありまして、先般、国民金融公庫、中小企業金融公庫並びに商工中金に對しまして、下半期の融資のワケをかなり大幅に広げまして、年末と手形の決済期とが重なります時期を金融緩和をしていこうというふうには、はかつておるわけでございます。そのような状況だと考へておりますが、公定歩合の問題になりますと、御承知のようになっています。世界的にかなり高金利になりました、それがこの一月ほど多少正常のほうに向かいつつあるやには見えておりますけれども、わが国の金利水準だけが低いという状況ではございせんので、まずまず国際水準にあるということが

申し上げられるかと思ひます。そういういたしますと、外国の金利についてはかなり大幅な引き下げでもございまして、これはまた別でございしますが、お申しますのは、国際的な短期資金の流入等々も考えなければならぬので、そういう場合は別でございしますが、いまだいたしましては、やはり量的な金の流れの拡大ということを中心としてはいくべきではないだらうか。私といたしましてはさう思つております。

○林虎雄君 年末を迎へまして、特に下請企業というふうな脆弱な企業は、かなり苦しくなつておることから十二月一日付で公正取引委員会のほうから大臣あてに、下請企業に対する年末対策について、下請代金支払遅延等防止法等の法律がありまして、その第二条の二として、「下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問はず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。結局、納品を受け取つた場合、そのときから六十日以内ということが法律で明らかにされておりますが、実際は全然行なわれておらない。特に最近のようになつてまいりますと、下請事業者が、納品に對しまして検収が非常に故意におくらされておるといふ傾向があつて、苦しくなつておるわけでありまして、例を申し上げますと、受注を受けた百のものを納品したとする、その納品の検収が二カ月後ぐらいで、その五〇％が検収されたとして下請に通知される。その間六十日たつております。その日に手形を發行されて、その手形がまず百五十日、結局二百十日のあらしではありませんが、ようやくそれで金になる、しかもそれが納品した約五〇％でありまして、あとの五〇％は、親事業者はすでに組み立てて市場に出しておるにもかかわらず、検収がまだだというのでおくらされておる、それがさらに二カ月ぐらゐになる。です

から、半分は二百十日であり、あとの半分はさらに六十日かかるとすれば、二百七十日という一年の大半かかるといふやうな下請業者の手に金が入る、こういう実情のやうでありまして、それだけ金繰り等で下請がいかに苦しんでおるかということがわかるわけでありまして、ですから、親事業者の立場とすれば、検収をおくらせることによつて、その間の支払うべき金に対する利ざやをかせいでいる、利息をかせいでいる。こういうことであります。同時に、下請業者は高い金利の金を借りて労働賃金なり原料の支払いに充てておる。非常にむちゃというか無理というか、あまりにも親事業者が専横であるといふことに対して、私はこの法律が、いかに法律をつくりながら、ほとんどこれに對する適切な手を打つておらないといふところを、政府の怠慢といひますか、そういうところを追及をいたしたいと思つておるわけでありまして、いま申し上げた公取委員会のほうから大臣に出してある文書によりまして「下請企業に対する年末対策について」といふこの文書によりまして、端的にこれが守られておらないということを明らかにしております。後段において、最後のところでありまして、「また、その際標準手形サイト（機械工業、非鉄金属工業および鉄鋼業は一二〇日以内、繊維工業は九〇日以内）の遵守についても併せて強力に指導していくこととしております。」これは公取のほうからでありますけれども、実際六十日と法律であるのに、内容的には、実際には、百二十日以内にして、あるいは九十日以内にして、百二十日とか、九十日というやうに、百五十日よりもう少しはなつておりますけれども、法律の趣旨とはだいぶかけ離れておるという現実、これはどう考へになりますか、お答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 下請代金支払遅延等防止法のたゞいま御指摘の条文は、これはたしか当初の法律にございまして、中途で挿入した条文であったと記憶いたしますが、たゞいま御指摘になりましたように、大企業が事実上物品を取つていながら検収をしないことにしておる、したがって、その期間は手形でもカバーされていらない。いわばこういうのは、はっきり言ひまして、どろぼうのような行為でございまして、そういうことをしてはならない、検収をするにしないとにかかわらず、六十日を過ぎれば、この法律に違反であるぞということの規定したわけでありまして。そういうことについて、この法律制定後、立ち入り検査をし、あるいは調査をしばしばいたしておるわけでありまして、御承知のように当時の力関係から申しますと、これを訴え出れば、下請企業にとりましてはいわば死刑の宣告をみずからにするような感じのものでございまして、なかなか立ち入り検査でもいたしませんと、十分な効果があがらなかった。今日でもなおそういうことは皆無とは申しませんが、当時ことにひどかったわけではございません。したがって、私どもとしては、手形のサイトを正常化するということもきわめて大事なことでございまして、その前に、まず品物を取つていながら検収という行為をおくらせるという盗賊的行為を、まずなくさなければならぬというふうな考へておったわけでございます。

はもう法律以前の問題でもございまして。厳に慎しんでもらわなければならないと思つております。なお、中小企業庁長官からお答えいたさせます。

○林虎雄君 いまの通達については、私の勘違ひがございまして、訂正いたします。

公取委員会に承りたいと思ひますが、通達の中にあります点ですね、これはどの程度守られておるか。こういう通達を出すには、せつかく百二十日あるいは九十日以内といつても、守られておらない当該工業があると思ひますが、どの程度守られているか、何か資料がございましてか。

○説明員(坂本史郎君) 現在、私のほうでは下請代金支払遅延等防止法に基づきまして、中小企業庁と密接な連携のもとに、調査並びに検査を行なつておりまして、大企業間で親事業者を対象にして調べます件数は、ごく大ざっぱに申し上げまして七千件ぐらゐ、中小企業庁が大体一万件ぐらゐといふふうに住じておりますが、それで合わせまして一万七千件ぐらゐの親事業者の調査をしておるわけでございます。現在製造業につきましては、大企業そのようなくらゐの親事業者といふふうには考へられておりますので、年に一回は親事業者は調べられるといふふうには考へられるわけでございますが、その調査あるいはさらに検査、その中からいろいろ立ち入り検査等を行なうわけでございますが、それに基づきまして、四十四年度におきまして、公正取引委員会が法七条に基づきます勧告あるいは行政指導等、あるいは中には違反の容疑がないといふことで不問に付するケースもございまして、大体七百件ぐらゐでございます。そのうち勧告をいたしますものが二十六件というものが四十四年度の実績でございます。この勧告というのは、現在のところ主として四條一項の二の支払い遅延、それから同じく二項の長期手形サイトの交付といふことを中心に行なつておりまして、まあ一応私どものほうとしては、及ばずながらこの点に重点を指向しまして、極力努力しておるわけでございます。たゞいま先生御指摘のよう

な非常に極端なひどい例は、中にはあるかと思ひますが、漸次その点は改善されてきておるようになつております。

○林虎雄君 いま、指定といひますか、サイト設定いたしました業種の中にも、まだ十分に順守されないようなものもあるようでありますが、したがって、他は推して知るべきで、下請業者といふものは、資料によりまして約三十一万あるといわれしております。したがって、その大半は、百二十日はおるか、先ほど私が申し上げたように二百日も二百七十日もというものが大半ではないか。したがって、いかに下請業者が苦しんでおるかということが明らかであると思ひますが、公取として、この設定された二つのサイト二つといひますか、百二十日以内、九十日以内の——この機械工業と非鉄金属工業及び鉄鋼業並びに繊維工業以外の、もっと業種を広げるといひますか、理屈でいけば変なことではあります、六十日以内ですか……。実際問題としてこれをもっと広げて、全般にできるだけ法律に沿うようにしていかねばならないので、すでにこの法律も十数年たつておるにもかかわらず、ほとんど守られておらない。こんな法律もありなかつたと思ひます。が、そういう意味で業種のサイトの設定をもう少し広げるという考へについてはどう考へておられますか。

○説明員(坂本史郎君) たゞいま御質問のあつた点でございますが、現在の下請取引法におきましては、一応金融機関で割り引きができる手形といふものは、支払いがあつたといふふうには認めておりまして、この点はいろいろそれぞれの業界の実情、それから景気状況によつて手形サイトといふものを画一的に法定するということが適當かどうかという点については、若干異論もございまして、その点はまだ法律的には定められておらないわけでございますが、一応公正取引委員会として、ここにあがられております機械、非鉄金属、鉄鋼業といふものが百二十日以内でというふうにありますのに準じまして、百二十日以内の線

におさめるようにといふふうには現在指導をいたしておるわけでございます。

○林虎雄君 全部ですか。

○説明員(坂本史郎君) これは指導をしておるわけでございます。

○林虎雄君 三十一万件もあり、親企業者も相当数がありますから、公取委員会としてはなかなか実際の検査、調査といふことは容易でないと思うのでありますが、もう少し調査、検査をする人員を増さなければ、とても所期の目的に近づくことは困難じゃないかと思ひますが、その考へはいかがですか。

○説明員(坂本史郎君) 御指摘の点は、確かに私どもの人員もたいへん全体としても二十名足らずです、下請課のほうとしましては二十名足らずといふことでございまして、人員としては少ないわけではございますが、まあ現在、極力中小企業庁とも密接な連携をとりまして、効率的に機動的に取り締まりをやつていきたいといふふうには考へております。

○林虎雄君 下請代金の支払い遅延防止の法律といふものが、いま申し上げて、大臣も認めておられますように、ざる法であるといふことは非常に遺憾で、しかも年末に際しまして発注率が次第に減つてきておる。代金の支払いの遅延ももちろんであります、大抵八月ごろをピークとして親事業者の下請事業者に対する発注が激減しておるようであります。九月以降五〇％になり三〇％になり、中にはゼロになつてきておる。しかもそれがわが国で多数の親事業者である。ですから下請企業者としては全く計画も立たなければ、そして仕事もなければというふうな状態に追い込まれておる上に、先ほど申し上げたような支払い遅延がはなはだしいという状況でありますから、したがって年末対策につきまして、中小企業庁は、中小企業金融公庫その他を通じて融資等も行なわれるようでありまして、特に本年度の予算として計上されておる特利の融資でありますか、これは一五億あるようでありまして、もしこの法律案が通

過した場合に、年末対策として、年末もあとわずかでありますけれども、スピードにこれを年末対策費として運用するようなお考えと準備がおりであるかどうか、長官に承りたいと思います。

○政府委員(吉光久君) ただいまお示しいただきましたように、昨今一部の業種におきまして生産の停滞、それがさらに下請企業者に対します発注の減少、下請企業者のほうから申しますれば受注の減少あるいは頭打ちというふうな事態が出ておるわけでございまして、特に電子機器関係の下請業者あるいは自動車部品、モザイクタイルその他の陶磁器等の減少というのが相当あるわけでございします。ただいまお示しいただきました十五億というのは、実はこの振興事業計画に沿って事業を実施いたします場合、共同施設に対する資金援助というふうなことで、これは設備資金がその中核でございします。したがって、この十五億につきまして、そういう近代化のためにできるだけ早く使いたい、こういう気持ちは持つておるわけでございしますけれども、いまの年末金融対策は、いづれかといえますと運転資金を中心にしたものになるうかと思つてございします。いますぐには即効策にはなり得ない筋のものではないかと思つております。したがって、年末金融対策といいたしましては、先般、特に先ほど大臣からもお答えいただきましたように、昨今の経済事情を前提にいたしまして、それらの滞り金融的な要素も含めまして、政府三機関には千五百九十億円という追加貸出し規模の拡大を行なつたところでございしますし、同時にまた、市中金融機関に對ししても、昨年に比べまして約二千億円増というふうな金融の協力をしてもらいたいという要請をいたし、また市中金融機関の快諾も得ておるところでございまして、これらの手段を通じまして、その滞り問題等には対処してまいりたいと考えております。

○林虎雄君 まあ年末でだいぶ苦しい状況にありまして下請業者でありますが、私は、これに適

切な運用資金等の融資が行なわれれば倒産しないでもいいものが相当あると思ひます。ですから、国の施策いかんによつて倒産かどうかという岐路に立つておるものも相当あるうかと思つてございまして、中には劣悪な、ずさんな経営というふうなことで倒産するのは、これはまあやむを得ないとしても、年末を切り抜ければ息がつき、また新しく出発ができるというふうな企業体が相当多いと思ひます。まあ三十一万もあります下請でありますから、いろいろ内容はあろうと思ひますが、特に中小企業庁で調べた資料があると思ひますが、まあ三十一万あるうちで、特に経営が拙劣である、劣悪であるというのと、それからまああとというのと、優秀であるというのと、そういうランクを調べたこととおありですかどうですか。承りたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 下請企業につきましては、その経営動向調査等を通じてサンプル調査をいたしております。全部につきまして悉皆調査をいたしております。相当の業種、業態に分かれておりますし、調査ポイントも違つてまいらるわけでございします。ただ、私も調べておりますのは、いづれかといひますと、先ほど御指摘ございましたような、受注量がどうなつておるか、あるいは現在の現金比率がどうなつておるか、あるいは現在の現金比率がどうなつておるかといふような、支払い面その他を中心にしたしまして実態調査を行なつておまして、したがって、事業者数が三十万に近い数でございします。その一つ一つにつきまして経営が良好である、不良であるといふようなことは、なかなか手の届かない面もございします。したがって御指摘のような資料は現在手元に持つておりません。むしろそういう経営の実態面、どういふふうな点にどういふ困難を感じておられるかという意味での経営者の意識調査を中心にした調査を行なつておる段階でございします。

○林虎雄君 大臣もお忙しいようでありますから、あとまだ質問者があるようでありますから、この程度にいたしまして、中小企業、下請中小企

業の振興法案の内容については後日に譲りたいと思ひます。その前提として、いままでの下請代金支払遅延等防止の法律について承つたのでございまして、ここで今日提案の内容に触れないのは恐縮でございしますが、また後日にしたいと思ひます。

○上林繁次郎君 二、三問お尋ねをしてみたいと思ひます。この法案は親子ぐるみの近代化を目的としてゐるわけでありまして、そうしてこれを実施することによつて、かえつて下請中小企業の親会社への依存度を強めることにならないか、こういった点はどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点、実は冒頭に申し上げましたように、最近の力関係の変化——親としては下請が弱くあつてくれるよりは強くあつてくれるほうが有利であるという判断の変化——を考えたわけでございまして、いわばこの法律は下請を強くするために親も協力せよ、しかし親は出過ぎたことをしてはいかぬぞ、こういうたてまえて考へておまして、振興計画もそういう点からたてた御指摘のようなことを懸念いたしたために、そういう点を中心にしたしまして法律を書いたつもりでございします。

○上林繁次郎君 年末を控へまして中小企業の倒産もだんだん多くなつてきているわけですね。そこで、特にその中で下請企業の倒産の実態、これはどんなふうな状態になつておりますか。

○政府委員(吉光久君) 最近十月、十一月と中小企業の倒産がふえているわけでございします。大体本年におきましては、当初は六百件台の件数で推移いたしておりましたが、四月以降八百件台にのぼりまして、そしてそれが十月、十一月と九百件台にのぼつたわけでございまして、金融引き締めの影響が相当程度中小企業にまで浸透してまいつたその裏づけではないかと考えております。と同時に、他方、この秋口から、特に輸出の依存度の強かつた商品及びカラーテレビのように価格問題で輸出の面と同時に内需の面で不振におちいりま

したような業種あるいは自動車産業のように需要が頭打ちと申しましようか、というふうな感じ、そのためにそれにつながつております部品事業者、下請事業者というように、相当受注減が見られてゐるような業種があるわけでございまして、それらのものが相重なりまして、金融引き締めの浸透と実際の需給のバランスが一部頭打ちになつたということと相重なりまして、倒産に追い込まれてゐるという業種が出てまいりました。その一番大きな例は、先ほどの御質問の中にございしました家電関係につきまして倒産状況がある程度数多く出てゐるというのが実情ではないかと考えます。

○上林繁次郎君 先般、公定歩合の引き下げがあつたわけですが、これは親会社には相当好影響もあつたと思ひますが、それが下請の中小企業、こういう立場に對してどの程度好影響を与えてきたか。こういう点が私は問題だと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(吉光久君) 金融引き締めが解除されました効果が中小企業に浸透する時期の問題でございしますが、従来の例から申しますと、金融引き締めが解除になりましてから大体半年くらい最低かかつてゐるわけでございします。長いときになりますと一年近くもかかるというふうな時期もあつたわけでございします。今回の場合におきまして、やはり金融引き締め緩和の効果が中小企業に浸透いたしましたまでは半年くらいはかかつてくるのじゃないだらうか、このように考えております。これは過去のパターンからそうでございしますと同時に、現実の中小企業者のほうの關係の実態調査等をやりましたも、そういうふうな観測を中小企業者自身がしておるといふふうなことも見られるわけでございまして、両々相まらまして、おそらく少なくとも半年はかかるのではないだらうか。もちろんその間におきまして徐々に緩和の方向に向かつてまいるといふことは言えると思ひますが、いまだ半ば後になるのではないだらうか、

こう考えます。

○上林繁次郎君 この法案によりまして親事業の下請中小企業に対する競合による二次、三次などの中小企業の切り捨て措置といえますか、こういったことについて、この法案がどの程度その防止に役立つかという問題ですね。この問題があると思いますけれども、この点どうでしょう。

○政府委員(吉光久君) 本法案は、あくまでも下請中小企業の体質を強化してまいらうという育成策というふうな考え方でおるわけでございます。したがって、いわゆる統制法と違ひまして、そういう切り捨てというふうな考えは念頭に置いておりません。したがって、この「定義」のところにおきまして、決して一次下請のみならず二次下請、三次下請、すべて親子の關係にある下請企業は全部包含するというたてまえを貫いておるわけでございます。したがって、これが三条の「振興基準」にいたしましても、あるいはまた五条の「振興事業計画」の策定にあたりましても、二次、三次を含めまして一体として振興をはかってまいり、こういう構成になっておるわけでございませう。

○上林繁次郎君 それでは私はきょうはこれだけにさしていただきまして、また次の機会にお願いしたいと思ひます。ありがとうございました。

○渡辺武君 現在、下請企業の問題というのは、これは中小企業の問題の中でも非常に重要な役割を占めてゐるのではないかと、いふふうに思ひます。これは通産省御自身の調査による数字でありますけれども、下請企業は製造業全体で約三十一万あると言われております。したがって、製造業における中小企業は約五三・六%を占めておる。つまり半分以上が下請企業として事業を営んでおるといふのが現実だと思ひます。特に多いのは繊維関係で、約十萬。下請企業の繊維関係の中小企業の中に占める割合は約七八%だといふふうな数字が出ております。それからまた鉄鋼、非鉄金属が四萬三千、六九・五%。機械工業は約五萬、七一・三%といふふうに、それぞれ非常に高い率を

占めてゐるわけでありませう。したがって、この製造業での下請の問題というのは、これは中小企業の問題を解決する上においてのかぎになるような重要な位置を占めておるのではないかと、いふふうに私も考えております。これは製造業だけではなくして、商業の分野でも、最近専門店あるいはまた系列店などの組織化が非常に進んでおりますので、商業の分野においても下請關係というものは非常に重要ではないかといふふうに思ひております。ところで、この下請企業がいろいろなる困難に直面してゐるというのが実情だと思ひますが、私も、その下請企業のいろいろなる困難に直面してゐるおもしろい原因、これは、親企業である大企業の中小企業に対する収奪、あるいはまた非常に横暴な措置、これが一番大きな原因じゃないだらうかといふふうに考えております。

大臣に伺いたいんですけれども、現在の下請企業の当面してゐるいろいろな困難の原因はどこにあるとお考えになつていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点は、在来から定期的に企業の意識調査というものをいたしておるわけでございませうが、そのときで答へるが、多少その環境を反映いたしまして、異なつておりますけれども、この節では、一つは労務問題——人手が得られないといふこと——がかなり数で申しますと問題意識に上がつておりますのと、それから金融、たゞいま御指摘のようなことも、これは昔からございませうけれども、ついておりまして、この金融といふのは、先ほどもちよつと申し上げましたが、いかにも親企業が検収をなすけるというふうな、はなはだけしからぬ社会的な行爲を、不景氣になると、いたしますが、そういうふうなことの反映である場合もかなりあるように考えております。

○渡辺武君 これは中小企業庁關係から出されてゐる雑誌と思ひますが、「月刊中小企業」という雑誌がございませう。その昨年の十月号に「下請企業の環境変化と問題点」という題で下請企業の現

状の分析が載つておりましたけれども、それを見ましても、先ほど私申しましたように、下請企業が当面してゐる諸困難の一番大きな原因、これは大企業の横暴にあるのだといふことが実によくわかるのじゃないかと思ひます。たとえばその論文の中に、「下請企業をとりまく環境変化」という項目がございまして、一番最初にあげてゐるのは、いま大臣も言われました「労働力不足の進行」といふことが言われてゐるのです。しかし、この労働力不足の進行という原因は一体どこにあるのか、いろいろ原因はあります。大臣の御出席の時間も少のうございませうので、端的に申しますと、やはり限りある労働可能年齢の労働力、これが大企業に集中してゐる、特に若年労働力、これが大企業に集中してゐる。したがって、大企業による労働力の独占といふことが非常に進んでゐるというところに、中小企業に労働力不足が特別きつ立ってあらわれてゐるという原因があるのじゃないかといふふうに思ひます。ですから、労働力不足の進行といふことが、やはり大企業が根源になつてゐるというふうに見て差しつかえないんじゃないかと思ひます。

また、この論文には第二番目として「親企業からの合理化の要請と外注管理の変化」といふことがあげられております。そうして、どういふことかといひますと、内容の第一は、「コストダウン、品質向上の要求」が非常に強いのだといふことですね。それからもう一つは「集中発注」それから「ユニット発注等」が進展してゐる。これみな親工場が下請企業に対してコストを下げる、あるいはまたユニット発注、集中発注などをやつて下請企業——いままでは、かりにおしなべて一次下請だつたとしても、その中の特殊な、一番親企業にとつて都合のいいような企業に、これに集中的に発注する、あるいはまたユニット発注をやつて、あとの企業は二次下請、三次下請という形で新たな下請關係を再編しよう、自分の都合のいいように再編しようといふところに最近の環境変化のもう一つの原因があるといふことを言つてお

ます。さらには「内外製区分の変更」といふ表題で、外注にする部分と、それからまあ自分のところをつくる部分と、この比率が技術革新の進展、あるいはまた景氣の変動その他によつて不斷に変化するといふような点をあげてゐるわけですね。これはすべて下請企業にとつては大問題なんです。いろいろな困難をもたらす原因だと思ひますが、同時に、これはやはり大企業がかなり下請に対してそういう点を押つけてゐる、そのことが根源になつて起つてゐるのじゃないか。

さらに「下請企業の直面する問題点」としてあげられてゐるのは、取引面の変化として、受注が不安定である、したがつて下請企業としては長期的な経営計画が立てがたいといふことや、きびしい取引条件を課せられて、あるいは親企業の発注品の規格統一が行なわれてゐるために生産化ができない。それからまた二次下請化切り捨てに直面して経営が不安定だといふことが指摘されてゐるわけですね。これらすべて親企業の横暴から生まれてきてゐることだと思ひます。もちろん金融逼迫、あるいは大臣自身も言われましたように、この検収の遅延とか、あるいは不当な検収拒否だとかいふようなこと等が行なわれてゐることはこれは当然のことです。ですからこういう大企業の下請企業泣かせのいろいろなり方、このところを根本的に解決していかなければ下請企業の振興といふことは私はあり得ないのじゃないかといふふうに思ひます。ところで、この法案を見てみますと、大臣は下請企業の振興基準をつくるということになつております。また下請企業、親企業に指導、助言することになつておりますけれども、下請企業のこの振興基準をつくる基本になる下請の振興の基本方針といひますか、そういうふうなものはないかといふふうに考えていらっしゃるのか。

○政府委員(吉光久君) この法律のねらつておりますのは、従来よくいわれておりました下請關係といふものの中に前近代なものがあるといふ現実を前提にいたしまして、中小企業基本法の十八条で言つております下請關係を近代化するという

ことが眼目でございます。したがって、その下請関係を近代化したためには必要な親事業者の望まじきあり方、下請事業者の望まじきあり方というふうな両方の側面から振興基準を定めていくことになるわけでございますけれども、下請関係の近代化というもののの中核を貫きますものは、やはり下請企業の自主性の確保ということであるかと思うわけでございます。ただ、現実の問題といたしまして、先ほども御質問の中に述べておられましたような、要するに親事業者の発注に対する協力ということがない限りは、下請関係を近代化してまいるということには非常に困難が伴うわけでございます。そういう観点から、振興基準の各号につきまして、親事業者として順守してもらいたい事項、下請企業者として順守してもらいたい事項等につきまして、そういう一般的な望まじき姿勢を下請企業の自主性確保という観点から定めてまいりたいと考えております。

○渡辺武君 この法案の目的については、おっしゃるとおりかも知れませんが、この法案を含めて、いまの下請企業者の当面している諸困難を根本的に解決していくために、通産省としてどのような基本方針をお持ちなのか、それを大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般的に構造改善施策というものが進められておりますが、これは下請中小企業の近代化あるいは生産性の向上、省力化、場合によりましては高度化といったようなことをねらっておるわけでございます。これが第一の施策でございます。

それから先ほどからお尋ねがございました代金支払い遅延防止、これなどは金融面から下請中小企業の擁護をはかっておるわけでございます。それからただいま御審議いただいておりますこの法律案、これはそのようなことを体系的に進めてまいりたい、まあ幾つかでございますけれども、そのような関連いたしました一連の施策を考えておるわけであります。

○渡辺武君 いま私は、通産省自身が下請企業の調査によって発表した調査結果を引用しながら、いま下請企業がいろいろ困難に落ち込んでいる一番大きな原因、これは親企業の横暴、あるいはまた親企業による下請企業に対する収奪、ここに一番大きな原因があるんじゃないかということを申し上げました。大臣はそのうちの一部分、たとえば検収の遅延などについては指摘されましたけれども、しかしこれは一部分ではないですね、いま申しましたように、いろいろな形をとって親企業の圧迫が及んでいるというところに下請企業の困難の原因があると。ですから今後下請企業の振興をはかっていくその基本方針となるべきものは、これはいまおっしゃったようなところではなくて、むしろ大企業のような横暴を抑えるというところに重点を置かなければ、これはほんとうの振興にならないのではないだろうかというように思いますけれども、その点どうでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは表現はともかくといたしまして、御趣旨は私はそうだと思うのでございます。そういう意味で支払い遅延の防止にいたしまして、あるいはこの振興基準、振興計画の中で、大企業が参画すべきである、指導はすべきであるが、しかし目的そのものは下請企業の自主性の実現である、こういう考え方に立っておるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、大企業の横暴を抑えるという趣旨は賛成だとおっしゃったのですが、この法案を見てみますと、私は必ずしもそうなっていないんじゃないかと思うのです。たとえば先ほどの御答弁によりまして、下請関係を近代化するのだという趣旨の表現がございましたけれども、この法案を見てみますと、下請関係の近代化というふうなことはならないと私は思うのです。むしろ、たとえば下請企業の設備の近代化、この辺が非常に強調されているのではないですか。つまり「生産性の向上」、製品の質の向上、それからまた「発注分野の明確化」、「発注方法の改善」というのは、具体的にどういうことを意味

しているのかわかりませんけれども、しかし、たとえば先ほどあげました内外製の区分の変更だとか、あるいはまたユニット発注、あるいはまた集中発注というふうな関係がどうなるのかというふうな点ですね、この辺などもどうも不明確。大体読んでみますと、大企業の収奪、横暴を規制するというような方向ではなくて、むしろ大企業の要望にこたえて、そうして大企業への要求にこたえることのできるような下請企業に、設備の近代化その他を通じていくというふうなところに、この法案の根本趣旨があるんじゃないかというように思います。どうでしょう。

たとえば、いま資本取引の自由化その他で内外の競争が非常に激しくなっている。特に自動車関係などはそういう点では深刻なあらしに当面していると言っても差しつかえないと思うのです。したがってコストダウンということが非常に大きな目標の一つになっているわけですね。ところが先ほど申しましたとおり、自動車関係など一つ例にとってみれば、下請企業に依存する度合いが非常に大きい。大体全製品の四五割くらいは下請企業に発注してつくっているのじゃないかというようにいわれているわけですね。そうしますと、コストダウンをやるためには下請単価の切り下げをやらなければならぬ。下請単価の引き下げをやるためには、どうしても下請企業に対して設備の近代化、あるいは親企業の技術に技術的に結合していくというふうな方向をとらざるを得ないし、さらには先ほど申しましたようにユニット発注、集中発注など、下請企業の中でも特に親企業にマッチするようなところを一次下請として育て上げながら、あとは二次、三次というふうなことで、下請関係の再編というのをやらざるを得ないところになってくる。この法案はまさにそういう大企業の要望にこたえることを眼目にしているというように思います。これでは下請企業を育成するというようなことでなくして、むしろ下請企業の従属関係をより深めることになりはしないかと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはあまり適切なたとえではないかもしれませんが、それでございしたらお聞き捨ていただきたいのでございすけれども、たとえて申しますと、宗主国から植民地をどうやって独立させるかというふうなことを考えますと、それはやはり長い間の縁がございすから、その独立については宗主国もいろいろに考えてやり、準備もしてやって独立させるのが一番ほんとうはよろしい、秩序立ってできるわけでございます。宗主国にとっても植民地がいつまでもぶら下がっているということが、もはや重荷になってきたというような場合には、現実にはそういうことが歴史上もございすますが、そしてひとつ早く植民地から独立国になってもらって、宗主国だけにぶら下がらないで、独自のたてまえであちこちの国と貿易をせよと、たてまえでございすけれども、こういうふうな考え方といたしますと、そうやって独立して、あつちこつちと自前で貿易をするためには、やはり自分の独自のものを持たなければならぬ。それがここにございすいろいろな設備の近代化というふうなことになるわけで、気持ちの上だけで独立しようとしたとしても、それだけのものを持たなければ独立ができません。それから、そういうことをさせてやりたい。しかも、そのときにそれがけんかをした形で独立するのではなくして、やはり宗主国としてはそういう独立のプランに協力をしてやれと、しかし目的は独立させることだぞと、こういうものの考え方を、適切なたとえでないかも知れませんが、したいと考えておるのでございす。

○渡辺武君 宗主国と植民地というたとえでございすけれども、いみじくもそのたとえがある程度暗示しておりますように、下請企業の親企業に対する従属性というのは非常に強いんですね。これは資金、資材の面、もとのことでございす。特に製品の販売面でやっぱり独占的な地位を占めている親企業の言うこと、これについてははいやでもおもうでも従わざるを得ないというところ

に、いまの下請企業の一番つらいところがあると思うのです。また、そのことによって下請企業が十分な資金も蓄積も行なうことができない、資金を手に入れることもできない、設備の近代化をすることもできないという結果が生まれてきているんじゃないかと思うんですね。私は別に下請企業の設備を近代化することが悪いことだと考えているわけじゃないですよ、そうじゃないけれども、しかし根本は、親企業である大企業の横暴を抑え、下請企業に対する収奪を規制するというところに根本を置きながら下請企業の近代化などを進めていかなければ、ほんとうの振興にならないだろう。その本末を転倒して、大企業を規制することはこれは二の次にして、そうして大企業の要望にこたえ得るように中小企業、下請企業の設備の近代化等々を進めていくならば、結局のところは、技術的にもあるいは資金、資材などの面からしても、もちろん市場の面からしても、大企業に対する従属性は強まらざるを得ないだろうというのを申し上げているんです。まさにこの法案がねらいとしているところはそういうところにあるんじゃないだろうか。法案自身に、大臣が振興基準をきめるというその振興基準の内容が、二出しておりまだけれども、この中には、先ほど大臣御自身が指摘した検収遅延などをやっちゃいかぬのだとかいうようなことはうたわれていないんです。衆議院の修正案でやるとこれが盛り込まれたということであって、原案には盛り込まれていない。そういうことであって、この法案の根本趣旨は、むしろいま申しましたように、大企業の要望にこたえる銚型にはめ込むという方向で下請企業のいわゆる近代化、合理化を進めていくというところに置かれていないんじゃないでしょうか。

○政府委員(吉光久君) 私ども考えておりますのは、ちょうど逆でございます。下請企業の体質を強化し、あるいはまた下請企業の発言力を強化していくという方式を用いますことが、下請企業が親企業と対等の立場に立ち得るきっかけを与えてくれることであると、こういう考え方に立っております。でございます。したがって、振興基準に定めます事項につきましても、親企業が発注分野を簡単に変更するとか、あるいはまた短期受注、短期発注だけでやってまいるとか、あるときには数量を非常に大きく、あるときには非常に激減するとかいうふうな、そういうことがあつてはならない。それでは下請の近代化がおくれないまま進めることができません。下請が近代化を急速に進めることができよう、親企業に對しまして、発注分野を明確にしたり、あるいはまた発注方法につきましてもそれを平準化してまいるとか、あるいは、発注契約の取り消しにつきましても、相当、事前予告制というふうなもの内容として採用してまいるとかいうふうな、いづれかといひますと、この順守事項は親企業に對しまして下請企業が自主性を持つようにするためのいろいろな手段について協力を要請するというふうな形で出てまいることが多いわけでございます。そうすることによりまして下請企業の体質が強化され、また発言力も強化され、組織化も進んでまいる、こういうふうな方向でこの順守基準を定めたいと考えておるところでございます。

○渡辺武君 そういう御答弁がありましたけれども、下請企業の自主性を促進させるのだと、もしあなたがそういうことを目的としてこの法案をつくられたと、かりにするとすれば、この法案自身があなた御自身の目的に反しているような法案じゃないかと私は思わざるを得ませんね。まあこの質問をさらに進めますが、この法案によれば、大臣は下請企業の振興基準をきめて、これに基づいて下請企業や親企業に指導助言を与えようということになっております。また、下請企業の組合のつくった振興事業計画をこの振興基準に照らして承認するということになっております。私は、大臣の定める振興基準の性格自身が、先ほど申しましたように親企業の要求する銚型に下請企業をはめ込む、その従属性を一そう強める結果になるような、そういう基準、そういう性格を持つていられると思わざるを得ない。これはあとからの質問でもさらに明らかにしたいと思ひますけれども。したがって、この法案の大臣の権限、これは親企業の要求を大臣がいわば代弁して、下請企業に親企業の要望を、事実上これは強制していくということにならざるを得ないのじゃないか。下請企業の自主性を促進させるというののじやなくして、むしろ下請企業に對する官僚統制、これを強めていくものになるのじゃないかというふうに思ひますが、その点どうでしょう。特に「指導」「助言」とはどういうことなのか。もし下請企業がこの指導、助言に従わなかった場合にはどういう結果になるのか、この点まず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 詳細な点はただいま中小企業庁長官からお答え申し上げますが、承っております。どうも政府というものは、一般に政府と申しますと、ただいまの政府でございますが、大企業をそもも擁護するために毎日ものごとを考えておるのであつて、したがってそういう主務大臣がきめることはみんな大企業擁護につながるものであるから、その銚型にしようとははめるような法律である、こういうふうにおっしゃるのでございませうと、私もいろいろと足りないところもございませうし、至らぬところも多うございませうが、私どもの意識としては国民全体、ことに中小企業というふうなところは弱いところでございますから、それをどうやって育てていくかという、そういう意識で行政をいたしておるつもりでございます。また、この法律案もそういうつもりで提出をいたしておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この執行基準の考え方、基本的な原則は、あくまでも中小企業基本法の第十八条に基づいてその実施法というふうな感じでございます。また、また今回衆議院のほうでも御修正いただきまして、基本法第十八条の規定がはっきりとこの法律の第一条の目的のほうに規定されることになつたわけでございますけれども、その精神に沿ひましてこの振興基準を定めてまいるというつもりでおるわけでございます。と同時に、またこれはそういう趣旨で下請関係の近代化の方策というふうなことでそれぞれの項目をブレイクダウンいたしておりますので、したがって、その線に沿つて下請企業を指導いたします場合、下請企業のほうで指導に服さないというふうな事例はむしろ珍しいのじゃないかと思ひますけれども、逆に親事業者のほうで現実の問題としてそこまで順守義務をつくられるということは困るという意味での守らないものが出てきた場合にどうするかというふうな事項が多いのではないであらうかと思ひわけでございますけれども、あくまでも下請関係を近代化するために親事業者の協力を要請いたすわけでございますので、所管主務大臣がそれぞれ親事業者に對しまして、この基準の順守につきまして、あくまでも粘り強く説得していただく、あくまでもこの指導基準に従つて下請の体質強化をはかつてもらふというふうなことにつきまして、粘り強く指導を続けてまいるというつもりでおるわけでございます。

なお、あとの、五条の「振興事業計画」についてもお触れいただいたわけでございますけれども、振興事業計画の作成につきまして、個々の下請事業者と親事業者を直結させなかつたのでございまして、あくまでも下請事業者は個々では弱い、組織を持った形であれば、個々より対抗力があるというふうな意味で、親事業者に對しまして、親事業者の入らない下請事業者だけでございまして、親事業者の自主性を尊重してまいるたいと、やはり下請事業者の自主性を尊重してまいるたいと、こういう配慮からできておるところでございます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。

○渡辺武君 大臣、だいぶ神経質になつておるんじゃないですか。私ども、もちろんいまの佐藤

内閣が、これが大企業本位の政治をやっている内閣だということは思っています。また、それは事実だと思ふ。しかし、そのことから演繹してきょうの質問をやっているわけじゃない。この法案自身の性格、これを現在の実情及び法案の内容からよく検討してみても、そうして結論としては、大臣がいまいちみずからおっしゃったように、佐藤内閣は大企業の立場に立つて下請企業を縛り型にはめ込むようになっている。その代弁をやるうとしていらっしゃるんだという結論を出さざるを得ないというところからこの質問をしているわけだ。そういうことですから、何も頭からそういうことをまず予定しておいて法案の審査をやっているというんじゃないんですから、その点はひとつ御心配なく、すなおに聞いていただきたい。きょうは時間がもうなくなりましたので、これで質問を終わりますが、また次の機会にさらに質問を続けたいと思います。

○理事(大谷藤之助君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

十二月十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十二月四日)

一、水質汚濁防止法案

(小字及び——は衆議院修正の部分)

水質汚濁防止法案

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目(生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること)。
3 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

(特定施設の設置の届出)
第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 特定施設の種類
四 特定施設の構造
五 特定施設の使用の方法
六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
七 排水の汚染状態及び量その他の総理府令、通商産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、排水の汚染状態及び量その他の総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(経過措置)
第六条 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令、通商産業省令で定めるところに

より、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)
第七条 第五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(計画変更命令)
第八条 都道府県知事は、第五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水に係る排水基準(第三条第一項の排水基準(同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第五条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)
第九条 第五条第一項の規定による届出をした者又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(氏名の変更等の届出)
第十条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)
第十一条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)
第十三条 都道府県知事は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排水により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて前項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうものをいう。

(振興基準)

第三条 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

2 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 単価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の組織化の推進に関する事項

六 その他下請中小企業の振興のために必要な事項

3 通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五条 政令で指定する業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む法人たる親事業者(以下「特定事業者」という。)及び事業協同組合であつてその組合員の大部分が当該特定親事業者の営む指定事業について第二項第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行

為を委託した親事業者との取引に關し主務省令で定める要件を備えている下請事業者(以下「特定下請事業者」という。)であるもの(以下「特定下請組合」という。)は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業(以下「振興事業」という。)について下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興事業の目標及び内容

二 振興事業の実施時期

三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

8 振興事業の内容に当該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業(以下「共同利用施設事業」という。)がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

4 特定親事業者は、特定下請組合が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

4 5 第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五項第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五項第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)

第八条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九条 第五項第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(報告の徴収)

第十条 主務大臣は、第五項第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第十一条 国及び都道府県は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの(以下「下請企業振興協会」という。)に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に關する苦情又は紛争について相談に応ずること。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

第十二条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたる効率的に遂行するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導又は助言について

は、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六條若しくは第七條第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第二條第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

(罰則)

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一号)」を「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律

第 号)第五條第一項の承認を受けた事業協同組合であつてその承認に係る同項の

振興事業を行なうもの及びその構成員で

あつて当該振興事業に参加するもの(第一号から第三号の二まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。)

第三條の四第二項中「第三号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業を加える。」

十二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、商工会経営指導員等の身分保障に関する請願(第三二〇号)(第三三九号)(第四一四号)

第三二〇号 昭和四十五年十一月三十日受理

商工会経営指導員等の身分保障に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

白田潔

紹介議員 羽生 三七君

商工会の組織等に関する法律制定に際し、衆議院は「政府は、経営指導員の身分保障について十分考慮し、指導員が安心して業務に専念しうるよう十分な配慮を払うこと」を附帯決議しているが、同法施行後十年を経過した今日、いまだ十分な保障がなされていないから、左記事項を早急に検討し、それぞれ措置されるよう強く要請する。

一、商工会、商工会議所等において経営改善普及事業に従事する経営指導員並びに補助員の身分の確立及び保障を図ること。

二、給与については、毎年行なわれるベースアップのほか補助基本単価の引上げを大幅に実施すること。

三、身分法の制定(共済制度等)並びに退職手当の確保を図る等身分の安定制度を確立すること。

四、給与補助基本単価の引上げとあわせて経験年数等を考慮し、補助金の合理的な配分(傾斜配分)を実施すること。

五、経営指導活動を強化するため、施設(相談室等)の設置及び機動力の拡充を図ること。

第三三九号 昭和四十五年十二月一日受理

商工会経営指導員等の身分保障に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四一四号 昭和四十五年十二月三日受理

商工会経営指導員等の身分保障に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内

戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

昭和四十五年十二月二十六日印刷

昭和四十五年十二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局